

研究の展開とその評価  
—看護研究交流センターの1年間の活動を振り返って—

新潟県立看護大学看護研究交流センター  
センター長 吉山直樹

新潟県立看護大学看護研究交流センター（以下、「センター」と略）の平成18年度の活動を振り返ると、いくつかの転換点にさしかかっていることを痛感します。それらを列挙し、私達の大学での研究費とその執行上の問題と、今後センターが果たすべき方向性について考えてみたい、と思います。

### I. 組織的な課題

大学の組織体としての概念の範疇には、教員組織、研究者組織、そして目的集団としての運営主体を持つ組織、の三つが含まれています。

4月1日から施行されている新しい「学校教育法」では、第58条に「大学には、学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。」とあり、私達の大学もこれに従って組織改編されました。個々の職制の任務については、「〇〇は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の……知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。」（〇〇には職制名）と明記されています。従って、教員全員が大学の持つこれら三つ（教育上、研究上又は実務上）の範疇の活動に貢献することが求められています。逆に言えば、大学の教員は教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績を有する者でない者は、不適格者と判断されても致し方ない時代となったわけです。ここで、三つの活動と貢献が求められる範疇に対応した「教育上の知識、能力及び実績」とは何か、「研究上の知識、能力及び実績」とは何か、「実務上の知識、能力及び実績」とは何か、ということが問題となります。

「研究上の知識、能力及び実績」とは何か、を極めるのが研究者組織として大学でのセンターの役割と考えられますが、ここでは焦点を絞って、大学に在職する教員に求められる研究者としての働きと、研究者組織としてのセンターの持つ機能について、主に研究費とその成果の発表に関連した内容で考えてみたい、と思います。

### II. センターが配分している研究費（地域課題研究）

4年制大学の開学時よりセンターが設立されており、この組織の主たる任務として、センターの設立主旨を生かすための研究費の配分を研究員（本学教員全員が相当）を対象におこなってきました。これは「地域課題研究」と称するもので、研究費の募集・審査・研究費費目調整等をセンターの機能として担当してきました（平成18年度からは研究支援部会が担当）。

設立後数年（平成14年度～17年度）は、プロジェクト・チームを構成して、それぞれが少数のサブチームを持ち、課題を准応募方式で選定し、実施してきました。

表1. センター地域課題研究費の年次別推移

年度	応募件数	採択件数	うち委託研究 の採択件数	配分研究費総額 (単位：万円)
2002	14	14	0	662
2003	16	16	1	778
2004	10	9	1	521
2005	10	9	1	617
2006	10	9	1	422
2007	9	7	0	314

や萌芽研究地域課題研究については、研究員（本学教員）による研究計画の他、政策的な研究計画について研究者（研究グループ）を指名した委託研究の採用も検討することとなっていました。体制が完成していないこともあって、学外に対して公募をおこなってきませんでした。

平成18年度からの研究課題の募集は課題領域を明示した応募方式としております。

地域の保健医療福祉の健康関連施策と密着したスケールの大きな研究活動を展開するために研究計画を新たに設定する方策として、

- (1) 各プロジェクトに研究者が自由に行動目標を設定して応募することを推奨すること、
- (2) 複数年度の研究計画も審査対象とすること、
- (3) 前年度において十分な研究計画の策定検討を行い実現可能な計画とすること、
- (4) 応募研究計画の基本構想の質的な内容評価に力点をおいた審査をおこなうこと、

等を取り入れることが課題となっております。県の逼迫する財政事情もあって、表1のようにここ数年は配分できる研究費が減少しており、重点的な配分の実施が不可避となってきています。少なくともつつある研究費について重点的な配分をおこなうとなれば、慎重な審査とともに配分・実施後の評価によるデータ集積が求められこととなります。今後、この研究成果の評価をどのようにおこなうか、そしてそのような評価を他者から受けることを本学の研究者が容認するメンタリティを形成することが可能か、検討が必要でしょう。教育能力の評価の項で触れた形成的評価を巧妙に取り入れることが解決方法の1つとして考えられます。

### Ⅲ. 学外の競争的研究費の獲得支援

#### (1) 科学研究費補助金

研究者が自らの努力で獲得する外部研究費に関連する支援は、センターの機能の一つとして、平成18年度より本格化しつつあります。科学研究費補助金に関する情報提供、書類作成支援をおこないます。書類作成支援に関しての助言者は、研究者自身の同意のもとにセンター長を含む少数のエキスパートに限定することとしております。大学施設を利用したり、研究者から人的な補助を求められた場合は、センター運営会議にてその内容を検討し、適否を審議することとなります。

表2. 科学研究費補助金採択状況一覧（新規採択分のみの件数と採択率%）

公募研究種目	2003			2004			2005			2006			2007		
	応募	採択	%												
基盤研究 (A)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基盤研究 (B)	1	0	0	2	0	0	1	0	0	7	0	0	5	0	0
基盤研究 (C)	7	1	14	6	4	67	5	1	20	21	4	22	14	3	21
萌芽研究	4	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	4	0	0
若手研究 (B)	4	2	50	3	1	33	2	1	50	15	4	31	10	2	20
総計	17	3	18	12	5	42	8	2	25	45	8	20	33	5	15

各大学が科学研究費補助金の獲得を研究者支援の最優先課題とするようになってきたのは、この獲得実績を研究者としての能力評価に取り入れる傾向が強くなってきたためと考えられます。

平成19年度より基盤研究 (C) に関しても、研究費の3割の間接経費が認められるようになり、比較的少額の科学研究費補助金の獲得研究者の多い本学においても、大学の運営に経済的に寄与するカタチとなっています。これからも一段と情報提供と支援活動を強化していきたい、と考えております。

#### (2) 国公立大学を通じた大学教育改革の支援（大学改革G P）

文部科学省では、大学などにおける教育研究改革の取組を一層推進するよう、国公立大学を通じた競争的環境の下で、特色ある優れた取組を選定・支援しています。平成19年度の予定総額は602億円という巨額なものとなっており、12のプログラムの領域について公募がおこなわれました。

本学からは、今年度は「特色ある大学教育支援プログラム」と「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」の2つのG Pに挑戦し、後者のプログラムに、本学が応募しました「看護師の学び直しを支援する地域指向型オープン/バーチャル・カレッジの試み」が採択されました。センターを中心とした教員の協力を頂いて計画作成したのですが、今後も大学の活性化と発展のために、他のプログラムにも挑戦を続ける必要があると考えられます。

#### IV. 学内における研究成果発表について

地域課題研究については、研究進行の確認のために年度の中途（開始後6ヶ月以降）の時点で、研究手法等の再検討のための発表会をおこなっています（中間研究検討会）。年度完了後の年報発行（総務部会担当）によって成果を公表してきていました。もう1つの学内の競争的研究資金である「学長特別研究費」についても同様に実施されてきました。

しかるに、県から配分される個人研究費、さらに科学研究費補助金等の外部研究資金に関する報告会・発表会は、開催されていません。各研究者がどのような研究をおこなっているか（いたか）を年度毎に総括的にまとめた出版物（電子出版も含めて）の発行が必要ではないか、と考えております。

大学においては、妥当な業績評価システムを導入が求められていますが、センターでは、研究計画策定段階からの支援とともに、研究費獲得の自己責任の認識を深めるようにしたいと考えております。